

リストラからの 出発



49歳、コンサルタントからの転職①

活躍の場を失って希望退職に応募

リストラなどで会社を飛び出した土木技術者たちが、新天地を探し出すまでの奮闘を今号からシリーズでお伝える。

完全失業率は戦後最高の5.5%に達しているが、再就職に成功し、新たなやりがいを見つけることはできる。

まずは、27年間勤めた建設コンサルタントを退社した

49歳の地質技術者の体験談を紹介しよう。

(富田 興司)

「会社が人員削減を始めると聞いた瞬間、真っ先に辞めようと思った」。Aさん(49歳)は、27年間も勤めた中堅の建設コンサルタントに未練はなかった。これ以上、会社にとどまっても、自分が活躍できる場は減る一方だという思いが強かった。不況に伴って、初めての年収ダウンを経験した直後でもあった。1000万円を超えていた年収が950万円程度に下がった。

Aさんは福岡県の出身。大学で地質学を学んだ後、中堅建設コンサルタントに就職した。当時、この会社の主な業務はダムの地質調査だった。「上司には建設省や農林水産省のOBで、極めて優秀な技術者がいて、調査報告書を作成する際の『て、に、を、は』から教わった。いまでも感謝している」(Aさん)。

その後もバブルがはじけるまで、ダムの地質調査は会社に大きな利益をもたらす花形部門だった。Aさんは37歳で技術士の応用理学部門の資格を取得。西日本を中心に数多くのダムの地質調査を手がけた。技術士を取得した後は部門を広げ、地すべり防止工事士やRCCM(シビル・コンサルティング・マネジャー)の土質および基礎部門の資格などを取得した。押せ押せの時代だった。

会社の方針変更で営業も経験

ところが、90年代に入って風向きが変わった。ダムの事業が減り始めるとともに会社も方針を転換。道路や防災関連の設計業務を増やすという目標を打ち出した。それまで会社の屋台骨を支えてきた地質調査技術者に対する社内の目は、徐々に冷ややかになっていった。優秀な地質調査技術者が一人、また一人と辞めていった。

Aさんも会社を辞めたいと考え、家族に相談した。しかし、子供たちがまだ学校に通っていたことなどもあって、思いとどまるように説得された。Aさんの気持ちを察した妻はその直後から、自活するために手作りのギャラリーを始め、徐々に実績を築いていった。

Aさんは一時、不慣れな営業の仕事にも回った。その後は品質管理やCALS対応への環境整備といった仕事を任された。

2000年4月以降は会社がISO9001の認証取得を目指すことになり、その仕事を進んで引き受けた。新たな分野に挑戦したいと考えたからだ。そして、認証取得のめどがたった2001年6月中旬、会社が希望退職者を募集するという情報をつかんだ。

会社は、再就職支援会社と契約したり再就職先をあっせんしたりしないが、その分、退職金を上乘せすると説明した。「世間の相場に比べれば、少ないように感じたが、会社も精一杯の努力はしているのだろうと好意的に受け取った」(Aさん)。ここで自分が先頭に立って辞め、見事に転職に成功しなければ、後輩たちの未来もないという思いもあった。

失業手当の仕組み

希望退職者は「解雇など」とみなされ割増に

勤め先で雇用保険に入っていた人がその会社を辞めて失業した場合、失業等給付の基本手当、いわゆる失業手当を受け取ることができる。失業手当は、年齢や雇用保険の被保険者であった期間などによって、給付日数が違って来る。さらに、倒産や解雇などによって失業した場合は、自己都合で退職した場合に比べて給付される日数が増える。

「解雇など」には、①継続して2カ月以上、賃金の一定割合が支払われなかった場合、②賃金がそれまで支払われていた金額の85%未満になった、あるいはなることが確実になった場合、③上司や同僚から故意の排斥や著しい冷遇、嫌がらせを受けた場合——なども含まれる。最近、増えているのが期間を限って希望退職者を募るケ

ース。これも「解雇など」に相当する。ただし、一定の年齢に達すると優遇措置を受けて退職できることが恒常的に定められており、この制度を利用して退職する場合は「解雇など」に相当しない。

1日当たりの失業手当は、離職前6カ月間に受け取った月給の合計を180で割り、一定の率をかけて算出する。ただし、上限がある。

失業手当を受け取っていた人が再就職した場合、残りの支給日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上あり、さらに一定の要件を満たせば、支給残日数の3分の1に相当する日数分の手当を受け取ることができる。

詳細はハローワーク・インターネットサービス (<http://www.hellowork.go.jp>) で閲覧できる。

当時すでに学校を卒業していた長男が、妻のギャラリーを手伝っていた。家族には、「退職金のほぼ全額を長男名義の自宅兼店舗の建築資金につき込む」と提案した。「家族は、『長い間がんばったから、自由にしていよいよ』と言ってくれた。『若くして子供を設けて苦勞もしたが、早く独立してくれていたから退職を決意できた』(Aさん)。

生命保険の新規契約は退職前に

辞めると決めたAさんは、会社が希望退職の応募を受け付ける前から退職後の準備を始めた。自宅でも常時インターネットと接続できるようにと、ブロードバンド(高速大容量)でサービスを提供するプロバイダー(接続会社)と契約。「地質屋情報局」というホームページを開設した。職務経歴書の作成にもとりかかった。退職してからは正確な職務経歴を調べることができないと考えたからだ。再就職活動をしている間、常に連絡が取れるようにと携帯電話も購入した。

希望退職の募集期間は7月15日から8月20日まで。Aさんは7月19日に応募の書類を提出し、7月25日に希望退職を決める通知書を受領した。業務の引き継ぎを終えたAさんは8月1日から、残っていた有給休暇の消化に入った。

その間に契約していた生命保険を解約し、保障の少ない払い済み保険に切り替えた。これは、解約で戻ってきた資金を預け放しにして、その後の保険料の支払いはしないというものだ。さらに、保険料の安い外資系生命保険会社とも契約した。「退職後の失業期間は、新たに生命保険に加入するのは難しい。退職前に済ませておくべきだ」とAさん。

8月20日には、会社から郵送で書類一式が届いた。退職金の支給方法や退職金課税の徴収、住民税の請求、社会保険関連といった書類だ。

そして、いよいよ退職する8月30日がやってきた。会社に出向いて最後の辞令と、年金手帳や公共職業安定所で失業手当給付などの手続きをするのに必要な書類を受け取った。

Aさんのように希望退職に応じて会社を辞めた場合は、自己都合で退職した場合に比べて、失業手当の受け取り期間が長くなる。満足は出来ないにしても、上限である330日間に1日当たり1万650円の手当を受け取ることができた。

こうして失業手当で当座をしのぎながら、新たな職を探す生活が始まった。しかし、うわさに聞いていた通り、49歳の再就職はそう簡単なものではなかった。(以下、次号に続く)

リストラからの 出発

第2回

49歳、コンサルタントからの転職②

求人はあるがミスマッチが続く

希望退職に応じて27年間勤めた建設コンサルタント会社を辞め、再就職先を探し始めた地質技術者のAさん。人材バンクなどからいくつも求人紹介を受けるが、面接へ至る前に断られたり反対に自分から断ったりと、なかなか再就職先は決まらず、月日だけが流れていった――。

(富田 興司)

有給休暇を消化していた退職前の2001年8月初旬。Aさんは登録してあった民間人材バンクから、福岡県内の地質調査会社を紹介された。たまたま知り合いの若い技師がその会社にいたので、詳しい話を聞くことができた。40歳代前半の新社長を起用したばかりで、その社長がずいぶん張り切っているという。

Aさんは、技術者の教育などで自分も活躍できそうだと考えた。条件は特にこだわらないから、その会社への再就職の話を進めてくれるようにと、人材バンクへ依頼した。

ところが、2週間ほどして地質調査会社から返ってきた答えは、「求めていたのは現場を担当できる技術者。Aさんは優秀すぎて抱えきれない」というものだった。Aさんは、この会社の規模と業務内容であれば、自分の技術と経験を活用して

貢献できると考えていただけに残念でならなかった。「社長に直接会って話をしたかった」。Aさんはこの会社のことが、いまでも心残りだという。

「必要なのは設計ができる技術士」

退職して約半月が過ぎた9月18日、初めて福岡中央公共職業安定所（職安）で求人情報を調べた。パソコンに自分が希望する業種や職種をまじめに入力して検索したところ、該当する求人は全くない。そこで、「フルタイムでの就業を希望」という条件だけを入れて検索し直した。今度は約3500件の求人があった。

だが、根気よくすべての求人情報に目を通したものの、地質技術者としてのAさんの能力を生かせる求人は皆無だった。土木関連では、現場の施工管理や設計の求人がいくらかある程度だった。

翌日は福岡西の職安に向かった。そこで「技術士（建設部門）の資格者を求む」という求人情報に目が止まった。Aさんは応用理学部門の技術士の資格を持っていたので、かすかな望みを持ち、その求人票を携えて職安の窓口へ行った。しかし、窓口の職員に問い合わせてもらったところ、必要としているのは設計ができる技術士で、地質調査の技術士は不要というつれない返事が返ってきた。

現場監督の仕事を紹介されても……

少々、気落ちして帰宅してみると、福岡人材銀行から郵便物が届いていた。開封してみると、人材銀行への登録を勧める案内が入っていた。「人材銀行は職安と同様に国の機関で、管理職や技術職、専門職に限って再就職を支援する組織」とある。Aさんはその足で福岡人材銀行のオフィスへ向かい、登録を済ませた。

9月28日、初めて福岡人材銀行から連絡が入った。ある建設会社から採用面接を受けないかと申し出があったという。ただ、仕事の内容をよく聞いてみると、土木工事の現場監督。Aさんが一級土木施工管理技士の資格を持っていたので声がかかったのだ。

再就職先探しに活用できる機関

官民合わせていくつかのバリエーションがある

再就職先を探す際に活用できる機関はいろいろある。代表的な機関について紹介しよう。

●公共職業安定所(ハローワーク)

全国に約600カ所ある国の機関。利用は無料。管轄地域周辺の企業からの求人情報を求職者が自由に閲覧し、気に止まった情報があれば窓口へ申請して紹介状を書いてもらう。紹介を受けた当日に面接を受けるケースもあるので、写真を添付した履歴書を持参して再就職先を探すほうがいい。失業手当を受け取りながら仕事を探す場合は、離職票などが必要。基本的には1社ずつの紹介となる。全国のハローワークが受理した求人情報を、インターネットで提供するハローワークインターネットサービス (<http://www.hellowork.go.jp/>) もある。

●人材銀行

全国に26カ所ある国の機関で利用は無料。ハローワークと異なり、紹介できる職種が限られている。具体的には、①課長職以上の経験がおおむね3年以上の管理職、

②土木・建築技術者やSEといった技術職、③編集やデザイナー、薬剤師などの専門職——に限られる。

●人材バンク

厚生労働大臣の許可を受けて職業を紹介する民間の企業。人材を求めている企業から登録料やあっせん時の報酬を受け取る。

職業安定法では、求職者から登録料や紹介料といった金銭を受け取ることができないと定められている。ただし、2002年2月16日以降、一部の休職者からは手数料を徴取することができるようになる。経営管理層や研究者、技術者に限って、再就職後の年収が1200万円を上回ることを条件に、再就職後6カ月以内に支払われた賃金の10.5%以下で手数料を徴取できる。

求職者に再就職先を紹介するだけでなく、コンサルタントが転職活動のアドバイスをする人材バンクも多い。数は少ないが、技術士資格の保有者など建設技術者に特化した人材バンクもある。

工事現場の経験がないAさんは丁重に断った。「私の経歴をみれば現場監督が務まらないのは一目りょうぜんのはず。採用担当者がそんなことさえ判断できない会社には、お世話になりたくないと考えた」(Aさん)。

10月に入ると、Aさんは積極的に再就職活動をするようになった。めばしい会社のホームページを検索しては中途採用を募集していないかをチェックし、これだと思った会社には、自分の保有している資格を記して電子メールで送った。

そのかいあって、10月15日に大手航空測量会社から返信があった。履歴書と経歴書を大至急送ってくれという。Aさんは準備してあった履歴書と経歴書をすぐに送った。

大手コンサルタントの求人に心が動く

ところが、3週間たっても返事はなかった。「大至急、書類を送るようになっておきながら、全く連絡をよこさないこの会社は自分が行くべき会社ではない、問い合わせるのも無駄だと考えた」とAさん。結局、11月12日付で不採用の通知が送ら

れてきた。「落ち込んでいる暇はない、気持ちを早く転換することが肝心だ」と言い聞かせ、再就職先を探し続けた。

10月31日、退職前から懇意にしていた環境関係のコンサルタント会社の面談を受けた。Aさんは辞める直前から、この会社の事業所長とコンタクトをとっていた。面談で事業所長は、「経営陣の総意を得てから具体的なことを詰める」と言ってくれたものの、その感触はいま一つだった。Aさんはこの会社への就職も半ばあきらめ、ほかの再就職先を探すことにした。

Aさんは民間の人材バンク数社に登録してあった。そのうちの1社で、建設技術者の再就職あっせんを専門に手がける会社から11月2日に連絡が入った。大手建設コンサルタントが地質技術者を常勤で募集しているという。

Aさんは一瞬、心が動いた。しかし、この会社も一方でリストラしているという話を聞き、断ることにした。再就職したところで、再びリストラされるかもしれない。そんな不安を抱えながら仕事をするのがいやだった。(以下、次号に続く)

リストラからの 出発

第3回

49歳、コンサルタントからの転職③

新天地は地元九州の建設会社

再就職が厳しいといわれる49歳で希望退職に応募したAさん。

故郷の福岡で新しい職場探しを始めたが、
思うような求人になかなか出会わなかった。

退職から3カ月後、ようやく決まった再就職先は、

九州に拠点を置く建設会社。

かつてのように地質技術者として働く日々が始まった。

(富田 興司)

大手建設コンサルタント会社を紹介してくれた人材バンクは、次に大分県内の地質調査会社を紹介してくれた。

ところが数日後、人材バンクの社長から意外な連絡が入った。社長は、「地質調査会社には自分の判断で断った」と言う。「なぜですか」とAさん。「先方が提示した賃金が低すぎる。そんな待遇で技術士の資格を持つ技術者をあっせんできませんよ」と社長。これを聞いたAさんは、「自分の値打ちも捨てたものではないな」と思った。

2001年11月9日、久しぶりに福岡人材銀行から連絡があった。福岡市内に本社がある建設コンサルタント会社が、Aさんとの面接を希望しているという。Aさんはその翌々日、コンサルタント会社に直接電話し、自分の経歴を事細かに説明し

た。自分の希望する条件も伝えたくて、面接を受ける段取りを取り付けた。面接の日時は11月15日の午前11時と決まった。

当日は、先方の創業社長と専務から面接を受けた。社長は創業の理念から始まり、営業展開、技術者の取り組みに対する意見などを、とうとうとしゃべった。面接というより、まるで社長の独演会といった感じだった。とはいえ中身のある話であり、社長の熱心さが十分に伝わってきた。Aさんは、「ぜひお世話になりたい」と先方に伝え、その日は引き上げた

人材バンクの社長に説得される

11月20日、Aさんは福岡市内のコンサルタント会社に出向き、採用に前向きな回答をもらった。「ようやく再就職活動も終わりか」。そう考えながらの帰り道で携帯電話が鳴った。技術士を低賃金であっせんすることなどできないと語った人材バンクの社長からだった。「Aさんの地すべり防止工事士としての経験をぜひ、生かしたいという会社がある。九州のある県でトップクラスの建設会社だ。実に優良な会社だから、話を進めさせてくれないか」。人材バンクの社長は熱心に説得した。Aさんはこの社長の人がらを買っていたので、「とりあえず先方と会ってみるか」と考えた。

福岡市内のコンサルタント会社と両てんびんにかけるのは気が引けたが、「人生にとって最も重要な分かれ目なのだから」と自分に言い聞かせた。

建設会社の経営陣と面談するのは11月22日に決まった。かねて付き合いがあり、退職後すぐに「再就職できないか」と打診していた環境コンサルタント会社には、この時点で他の会社へ再就職するつもりだと話して了承してもらった。

建設会社との面接の舞台は福岡市内でも有数のホテル。先方は創業者である会長と副社長が出向いていた。仲人役としてある建設コンサルタントの会長も同席した。

副社長から手渡された資料は詳細で、説明も明快だった。Aさんが注文を出すと即座に会長が判

教育訓練給付制度の仕組み

失業中でも教育訓練を受ければ費用の80%が戻ってくる

勤め先で5年以上、雇用保険に入っていた人は会社を辞めた後でも、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講して修了すれば、教育訓練経費の一部が公共職業安定所（ハローワーク）から支給される。ただし、失職した日の翌日から教育訓練の受講開始までが1年以内でなければならない。

支給されるのは要した教育訓練経費の80%で30万円が上限。教育訓練経費には入学金や受講料、教科書代金が含まれる。検定試験の受験料や補助教材費、交通費やパソコンなどの購入代金は含まれない。

給付金は受講終了後、受講者本人の住所を管轄地域としているハローワークに申請する。その際、教育訓練給付金支給申請書に修了証明証、領収証、本人の住所が確

認できる書類、雇用保険受給資格者証を沿えて提出する。受講終了日の翌日から起算して1カ月以内に申請手続きをしないと、給付を受けられなくなるので注意が必要だ。

給付が受けられる教育訓練講座の種類は豊富。大きく分けて通信講座と通学講座がある。内容別にみると、情報処理・コンピューター、語学、オフィス事務、税理士や社会保険労務士の資格取得、営業・販売、土木や建築関連の資格取得、税理士や社会保険労務士の資格取得など多岐にわたっている。

中央職業能力開発協会のホームページ（<http://www.kyufu.javada.or.jp/kyuufu/jsp/index.jsp>）で、教育訓練給付制度を利用可能な全国の講座を検索できる。

断を下す。小気味がいい面接だった。建設業界の現状を考えると不安はあったが、この経営陣を信じて一緒に仕事をしようと、その場で就職を決断した。採用日は12月1日に決まった。

面接が終わった直後、Aさんは福岡市内のコンサルタント会社へ連絡を入れ、その足で先方に出向いて事情を説明した。「申し訳ない結果になった」と頭を下げるAさんを、コンサルタント会社の専務は快く許してくれた。

採用当日に重要な仕事を任される

再就職する前日、Aさんはハローワークへ足を運び、雇用保険受給資格者証と失業認定申請書、採用証明書を提出して再就職の届け出を行った。その際、再就職手当で支給申請書を受け取った。失業手当を受け取っていた人が早期に再就職した場合、この申請書を提出すれば、手当が継続して支給される。

12月3日、Aさんは人生で二度目の採用辞令を受け取った。その日、すでにAさんには重要な仕事が待っていた。ある工事現場で発生したトラブルについて、応用理学部門の技術士として見解をまとめるというものだった。Aさんは再び地質技術者として活躍できる喜びをかみ締めながら、深

夜までかかってレポートをまとめた。

12月の第二週には3日間かけて、建設会社の本社がある県内の発注機関へ新任のあいさつをして回った。「久しぶりに名刺を持ってのあいさつに、心地よい疲れを感じた」とAさん。

新たな職場にも慣れ始めた年末のある日、Aさんはふと考えた。失業中にもっと教育訓練を受けておくべきではなかったかと。そこで、教育訓練給付制度について詳しい話を聞こうとハローワークを訪ねた。教育訓練給付制度は再就職したら利用できないのかと思っていたが、ハローワークで聞いてみると再就職後も利用できるという。ISOに関するスキルをもっと磨きたいと考えたAさんは目下、教育訓練給付制度を利用して、ISO審査員研修コースを通信教育で受講中だ。

Aさんが比較的、順調に再就職できたのも、技術士や地すべり防止工事士といった資格を持っていたからだ。「今後、建設産業でも転職者はますます増えるだろう。自分の経験を多くの人に伝え、少しでも役立ててもらえれば幸いだ」とAさん。個人で開設しているホームページ「地質屋情報局」（<http://members.jcom.home.ne.jp/mikedo/>）で、再就職後の人生記も公開していくつもりだ。

（以下、次号に続く）